

令和6年3月19日

木工房利用者 各位

木工房における作業の代行について

貸工房ご利用時の作業代行については、令和6年3月1日付芸術の森工第59号文書にて、短時間の製材作業に限り工房職員の判断により行う旨ご案内しておりますが、改めて作業代行の運用について下記のとおりお知らせいたしますので、予めご承知願います。

記

1 作業代行の実施(運用開始:令和6年4月1日)

代行は、次のいずれかに該当し、工房職員が必要と判断した場合とします。

- (1) 大型製材機の使用を承認している利用者の作業が危険と判断される場合
- (2) 大型製材機の使用を承認していない利用者で、製材作業を経ないために木工作業そのものが中断してしまう場合

2 作業代行の条件

- (1) 短時間の製材作業に限ります。作業代行が長時間に及ぶ場合、また、大型製材機以外の作業代行は、木工自由制作相談室での対応といたします。
- (2) 作業代行に際しては、大型製材機の利用料金を申し受けます。
- (3) 大型製材機の使用は、通常利用を優先するため、代行の事前予約は受けません。
- (4) 工房職員は、工房内の安全監督を優先し、且つ、大型製材機の空きを見ながら作業を行うため、代行作業をお待ちいただくことがあります。

3 機械加工室の定員

大型製材機の使用上限を3人までとしてきましたが、安全に作業できるスペースの確保、一度に監督できる有効作業範囲を見直し、大型製材機2名、角のみ又はベルトサンダー1名、木工旋盤1名の計4名を最大定員とします。

但し、作業により安全確保が難しいと工房職員が判断した場合、進行中の作業の区切りがつくまで、他の方の入室をご遠慮いただきます。

以上

札幌芸術の森

掲出期間：令和6年4月30日